

# 屋外広告物の安全対策は喫緊の課題である

## 町長 規制主体である北海道に最大限協力したい

### 作井

道内では劣化や強風による看板落下などが相次いでおり、本町においても同様の事故が発生している。屋外広告物の安全対策は喫緊の課題であるが、町長の認識、本町の具体的な取り組みは。

### 町長

許可件数13の屋外広告物。未申請の正確な数字は把握していないとのこと。

### 作井

道条例基準に合致する許可申請物件数と、未申請の物件数は。

### 町長

現状、掲出規制は全道規模。今後、地域実情に合ったきめ細かな基準設定となる場合は、住民の合意形成を図る必要がある。

### 町長

運用を求める。二つ目は、町として自主基準を設けて主体的に取り組む。三つ目が、道から町へ権限移譲して主体的に取り組む。いずれかを即行すべき。

### 町長

概屋外広告物のある北海道は、安全管理の徹底に努めている。本町としても最大限協力していきたい。

### 町長

町条例基準は定かでない、届け出物件数は。

### 町長

道条例は機能不全、町条例は有名無実。現状打破には三つの選択肢。一つは、北海道に対してしっかりと

### 町長

ましが主体的に許可、運用することが一つの理想。しかし相当の業務が生じ、

### 町長

届け出を求められているが、基準を定めていない。現状は届け出を求めている。

### 町長

屋外広告物掲出規制の現状認識と、適切な運用への課題は。

### 町長

町長 北海道へはし

### 町長

町長 北海道へはし

### 町長

町長 北海道へはし

### 町長

町長 北海道へはし

### 町長

町長 北海道へはし

### 町長

町長 北海道へはし



作井 繁樹 議員

町長 北海道へはし

### 町長

町長 北海道へはし

### 町長

町長 北海道へはし

### 町長

町長 北海道へはし

#### 1、屋外広告物とは

「屋外広告物」とは、次の要件をすべて満たしているものをいいます(屋外広告物法第2条第1項)。  
① 常時又は一定の期間継続して表示されるもの  
② 屋外で表示されるもの  
③ 公衆に表示されるもの  
④ 看板、立看板、はり紙及びはり紙並びに広告塔、広告板、建築物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたの並びにこれらに類するもの  
〔注〕実利的な商業広告だけでなく、非実利的なものであっても、上記の要件をすべて満たせば屋外広告物となります。ここでは、屋外広告物の適正な掲出を図るため、その材質や取付け方法等に依りて次の種類に区分しています。

屋外広告物の種類	表示方法	表示の制限
固定広告物	地上広告物 屋上広告物 壁面広告物	表示の制限
屋外広告物	はり紙	表示の制限
	はり紙	表示の制限
	立看板	表示の制限
	アドバルーン広告物	表示の制限
移動広告物	広告車	表示の制限
	広告車	表示の制限



ルールを守って美しい広告景観を

窓口は後志総合振興局建設指導課

## 一般質問 作井 繁樹

町長 北海道へはし

町長 北海道へはし

町長 北海道へはし

町長 北海道へはし

町長 北海道へはし

町長 北海道へはし

その他に、「新たな執行体制における内部統制と調整機能」に関する質問を行いました。

的にはあればいいと思う、検討したい。